

令和4年3月7日
長野市財政部契約課

長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領の制定について

建設業法に規定する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐及び長野市建設工事請負契約約款に規定する現場代理人の設置に関する取扱いについて下記のとおり取扱要領を制定しましたのでお知らせします。

記

1 取扱要領

別添のとおり

2 要領の概要

- (1) 建設業法において工事現場に置かなければならないとされている主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐及び長野市建設工事請負契約約款に規定する現場代理人の設置に関する取扱いについての規定を定めました。
- (2) 現場代理人の常駐義務の緩和に係る特例措置を延長します。
 - ア 兼務できる工事の数 5件
 - イ 兼務できる工事の請負金額 金額の制限なし
 - ウ 配置する連絡員の要件 元請又は下請の社員
 - エ 延長する特例期間 令和6年3月までに公告又は指名通知を行う契約
- (3) 専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領及び現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領は廃止します。

3 施行期日 令和4年4月1日